

# IMDS入力マニュアル

---

Ver.2.00

**株式会社 東海理化**

技術管理部 法規渉外室

発行：2023/11/01

# 目次

1. IMDS データシート.....	2
1.1 IMDS データの入力.....	2
1.2 IMDS データの送信先.....	2
1.3 IMDS バージョンの考え方.....	2
2. 東海理化の独自要求.....	3
2.1 部品情報.....	3
2.2 材料情報.....	3
2.3 送信先情報.....	3
補足1. アプリケーションコード.....	4
3. データ入力時の注意点.....	4
3.1 部品質量の入力.....	4
3.2 構成部品、ツリー構造.....	5
3.3 材料名称.....	6
3.4 材料記号.....	7
3.5 材質表示.....	9
3.6 材料の成分.....	9
3.7 プロセスケミカルの存在形態.....	10
3.8 材料の含有率範囲値の差.....	10
3.9 使用できる化学物質.....	11
3.10 材料分類.....	11
3.11 機密扱い物質.....	12
3.12 ジョーカー/ワイルドカード（化合物）.....	12
3.13 化合物含有率.....	13
3.14 BPR（バイオサイド製品規則）.....	13
3.15 部品に含まれる有機スズ化合物の扱いについて.....	14
4. お問い合わせ先.....	16
TRES-DO110(東海理化技術標準 環境負荷物質管理要領)の入手方法について.....	16
5. 改訂履歴.....	16

## はじめに

### 本書の目的

本書は、IMDS (International Material Data System) を用いた、製品含有化学物質調査で、弊社への回答作成時に特にご注意ください内容をまとめました。

## 1. IMDS データシート

データシートの送信先や、IMDS 基本情報の入力について説明します。

### 1.1 IMDS データの入力

IMDS のデータシート作成時の基本操作方法や規則については、IMDS が提供しているユーザーマニュアル、レコメンデーションなどの資料を必ずご確認ください。

資料は IMDS の Web サイトからダウンロードできます。<<http://www.mdsystem.com>>

### 1.2 IMDS データの送信先

送信先の弊社企業 ID は「3061」です。

### 1.3 IMDS バージョンの考え方

【IMDS Recommendation 001 3.2.2】

新規に登録する場合は、**新しいデータシート**を作成してください。

(新しい Module ID でデータシートを作成します)

弊社品番が同じで、内容を更新する場合は、**バージョンアップ**で送信してください。

(過去回答の Module ID のバージョンアップで、新しい Node ID となります)

※ 弊社品番が 1 桁でも変更になった場合は、**新しいデータシート**で送信してください。

- GADSL に変更があった場合
- 材料が追加または削除された場合
- 部品質量に変更があった場合
- 法規制に関する特別な要求がある場合 等

## 2. 東海理化の独自要求

弊社へのデータシート送信時に遵守いただきたい内容について説明します。

### 2.1 部品情報

	入力項目	入力方法	要求
1	部品名称	弊社図面記載の弊社品名を入力 (アルファベットは大文字)	必須
2	部品番号	弊社図面記載の弊社品番 10桁 (6桁-4桁) を入力 (アルファベットは大文字) (マイナー設変番号 (11行目) は入力不要)	必須
3	「事前申告」 データシート	チェックしない	必須
4	部品質量	g (グラム) 単位で入力 (実測が困難な場合、図面值計算値も可)	必須
5	材質表示	「いいえ」を選択しない	必須

### 2.2 材料情報

	入力項目	入力方法	要求
1	名称	IMDS Recommendation 001 に従って入力 (商品名を入力しないこと)	必須
2	質量	g (グラム) 単位で入力 (実測が困難な場合、図面值計算値も可)	必須
3	「事前申告」 データシート	チェックしない	必須
4	化学物質	ワイルドカード (化学物質) の下記3種類は使用しない • not yet specified, not to declare • Plasticizer, not to declare • Impact modifier, not to declare	必須

### 2.3 送信先情報

	入力項目	入力方法	要求
1	名称	弊社図面記載の弊社品名を入力 (アルファベットは大文字) (「, : コンマ」、「スペース」も図面記載通りに入力)	必須
2	部品番号	弊社図面記載の弊社品番 10桁 (6桁-4桁) を入力 (アルファベットは大文字) (マイナー設変番号 (11行目) は入力不要)	必須
3	転送許可	「はい」を選択	必須

## 補足1. アプリケーションコード

【IMDS Recommendation 001 4.4.5】

欧州 ELV 指令において、4 物質（鉛、6 価クロム、水銀、カドミウム）を含んでいても抵触しない場合、該当アプリケーションを選択する必要があります。

欧州 ELV 指令 ANNEX II に従ってアプリケーションコードを選択してください。

## 3. データ入力時の注意点

### 3.1 部品質量の入力

【IMDS Recommendation 001 4.2.2.C】

「部品質量」欄には「材料質量合計値」を入力ください。  
値が異なる場合は IMDS が定める質量偏差の範囲値に収まる値で入力ください。

#### 部品質量と最大質量偏差

質量 (X)	最大質量偏差 (%)
$X < 1g$	100
$1g \leq X < 100g$	10
$100g \leq X < 1kg$	5
$1kg \leq X < 10kg$	2
$10kg \leq X < 100kg$	1
$100kg \leq X$	0.5

### 3.2 構成部品、ツリー構造

【IMDS Recommendation 001 4.1.1】

- 当社品番のつく製品/部品のデータシートは、最上位ノードを必ずコンポーネントで作成してください。セミコンポーネントで作成しないでください。【補足説明 1】
- 実際の製品と同じ構成（レベル）でデータシートを作成してください。【補足説明 2】

#### 【補足説明 1】

下に構成部品を持つ製品は、構成部品のすべてを入力してください。

最上位ノード：コンポーネント：製品

下位ノード：コンポーネント：構成部品

下位ノード：コンポーネント：構成部品

データシートの最上位ノードはセミコンポーネントで作成しないでください。

最上位ノードがコンポーネント

最上位ノードがセミコンポーネント

#### 【補足説明 2】

##### 《例 1》

実際の製品/構成部品で、複数のコンポーネントを接着するための材料や、インサート成型のオーバーモールド材料など、コンポーネントと同じレベルに材料がある場合、その構成通りのデータシートを作成ください。

この場合、「共通情報」欄の「・・・として部品に使用」の項目の選択入力が必要で。

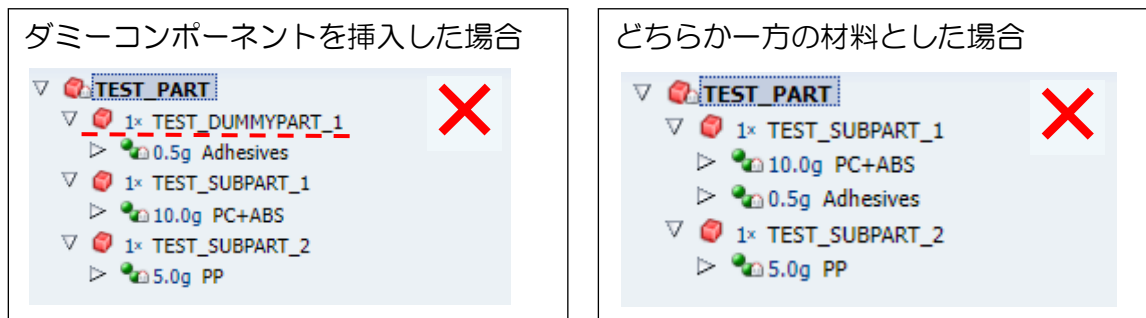
同じレベルに  
コンポーネントと  
材料が混在

必ず使用目的を選択してください

使用目的の選択肢：

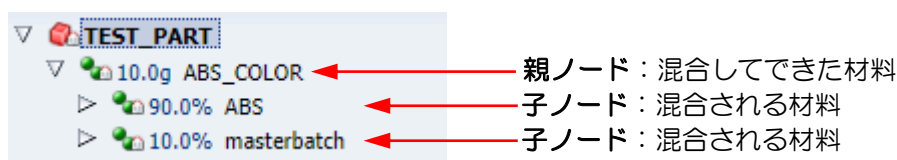
- はんだ
- インク
- オーバーモールド
- グラスシール
- グリース/潤滑剤
- コーティング
- めっき
- 作動油
- 接着剤
- 溶接材料
- 表面処理

この場合に、ダミーコンポーネントを挿入したり、どちらか一方のコンポーネントの材料に含めたり実際の構成と異なるデータシートは作らないでください。

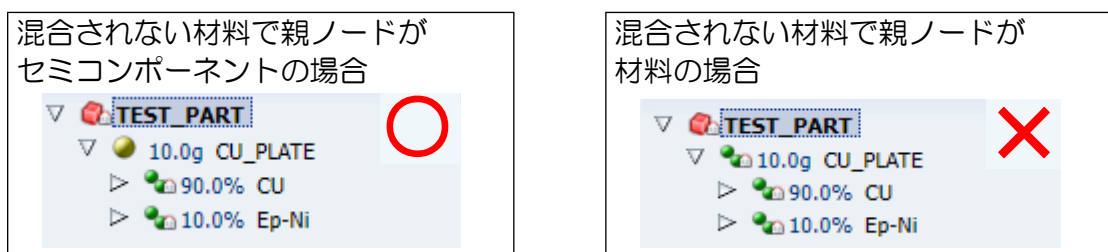


### 《例 2》

製品/構成部品で、2 つ以上の材料を混ぜた 1 つの材料（主材料にマスターバッチ材を混合する場合など）で構成される場合、材料の親ノードを材料で表します。



下ノードの材料が混合されない場合で、面積や長さごとの材料の割合が変化しない場合は、材料の親ノードをセミコンポーネントにしてください。



## 3.3 材料名称

【IMDS Recommendation 001 4.4.1 及び 4.4.2】

公的材料規格（JIS、ISO 等）に規定された名称がある場合、その名称を入力してください。

公的材料規格で規定された名称を使用できない場合、具体的な名称（Carbon steel、Stainless steel 等）を入力します。ただし、商品名を入力してはいけません。

### 3.4 材料記号

【IMDS Recommendation 001 4.4.1 及び 4.4.2】

【IMDS Recommendation 001a 2.2】

材料分類が 5.1a/b~5.3 で、質量が 5g を超える材料は、材料記号の入力が必要です。

ISO11469 (JIS K6999) に従い、以下の記号及び略語を用います。

- 基本ポリマー：ISO1043-1 (JIS K6899-1)
- 充てん材・強化材：ISO1043-2 (JIS K6899-2)
- 可塑剤：ISO1043-3 (JIS K6899-3)
- 難燃剤：ISO1043-4 (JIS K6899-4)

#### ◆単一素材の場合

- ポリマーの略語を用いる  
.....例 ABS

#### ◆ポリマーブレンド、アロイの場合

- ポリマーの略語を用いる
- 成分比率の大きい順に「+」記号で区切って、表示する  
.....例 PC+ABS

#### ◆充てん材・強化材を含む場合

- ポリマーの略語の後ろに「-」で区切る
- 充てん材、強化材の記号及び、その質量%を表示する  
.....例 PP-MD30 鋳物粉末 (MD) を 30%含むポリプロピレン
- 複数の充てん材、強化材を含む場合、丸括弧内に入れて表示する  
.....例 PA66-(GF25+MD15) 又は PA66-(GF+MD)40



#### ◆可塑剤を含む場合

- ポリマーの略語の後ろに「-」で区切る
- 可塑剤の略語を、記号 P の後に括弧に入れて表示する  
.....例 PVC-P(DBP)

#### ◆難燃剤を含む場合

- ポリマーの略語の後ろに「-」で区切る
- 難燃剤のコード番号を、記号 FR の後に括弧に入れて表示する  
.....例 PA66-(GF25+MD15)FR(52) 又は  
PA66-(GF+MD)40FR(52)

お願い：

充てん材・強化材を含む場合は、必ず、添加物の略語及び、その質量%を表示ください。  
参考として、添加物の材料、形態/構造を表す記号の例を掲載します。



参考：充てん材または補強材料の記号、形状/構造の記号、表記例

出典：ISO1043-2（JISK6899-2）

(1) 充てん材の記号

記号	材料
A	アラミド
B	ホウ素
C	炭素
D	アルミナ三水和物
E	クレー（粘土）
G	ガラス
K	炭酸カルシウム
L	セルロース
M	鋳物
ME	金属
N	天然有機物（綿、麻）
P	雲母
Q	シリカ
S	合成有機物
T	タルク
W	木材
X	規定しない
Z	その他

(2) 形態/構造の記号

記号	形態/構造
B	ビーズ、球、玉
C	チップ、切片
CM	チョップドストランドマット
D	細細粉、粉末
EM	連続ストランドマット
F	繊維
G	摩砕粉
H	ウイスキー
K	編物
L	層
LF	長繊維
M	マット（厚い）
N	不織（布、薄い）
NF	ナノファイバー
NT	ナノチューブ
P	紙
R	ロービング
S	フレーク
T	ねん（撚）糸
V	ベニア（単板）
W	織物
X	規定しない
Y	ヤーン
Z	その他

(3) 材料記号の表記例

記号	材料
□-CF25	炭素繊維 25%
□-ED20	粘土粉 20%
□-GB35	ガラスビーズ 35%
□-GF15	ガラス繊維 15%
□-GS20	ガラスフレーク 20%
□-GW55	ガラス織物 55%
□-KD30	炭素カルシウム粉 30%
□-LD45	セルロース粉 45%
□-MD10	鋳物粉 10%
□-MF15	鋳物ファイバー 15%
□-MH20	鋳物ウイスキー 20%
□-QD65	シリカ粉 65%
□-TD10	タルク粉 65%
□-WD50	木粉 50%

### 3.5 材質表示

【IMDS Recommendation 001 4.2.3】

下記条件に該当する場合、材質表示の入力が必要です。

- ① VDA 材料分類が、5.1.x、5.4.x、5.5.x で、材料質量が 100g を超える場合
- ② VDA 材料分類が、5.2、5.3 で、材料質量が 200g を超える場合

入力する記号と選択条件

記号	選択条件
はい	図面で要求されている通りに材質表示が行われている場合
該当しない	質量、形状、外観、表面処理の使用上、表示が不要の場合
いいえ	図面で要求されているにも関わらず材質表示が行われていない場合 ※ 弊社では承認できませんのでご注意ください。

#### 参考：材質表示の確認方法

##### 図面の注記項目

図面の「注記」部分に記載された内容を確認すること

6. 概略図示位置に材質記号、識別文字、型番を表示のこと。

材質記号：TRES-D0022 による凸0.2～0.3、大きさ2  
TR品番（192829）：凸0.2～0.3、大きさ2、書体任意  
型番：凸0.1～0.2、大きさ2、書体任意

##### 図面内にある表記指示

「注記」部分ではなく、図面内に表記される場合もあるので注意すること

>PC+ABS<

### 3.6 材料の成分

【IMDS Recommendation 001 4.4.1】

実際に使用する材料が公的材料規格（ISO、JIS など）の材料の場合、IMDS ステアリングコミッティーより公開された材料データを使用ください。

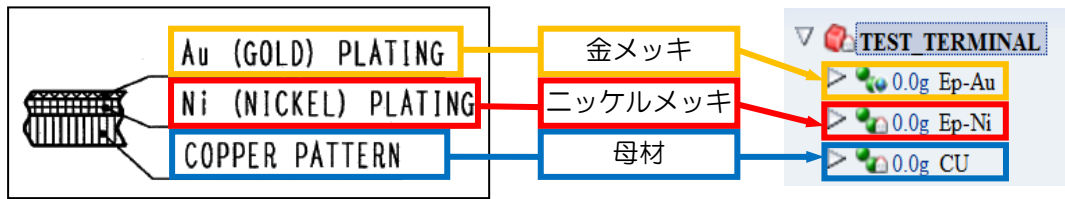
材料が公開されていない場合、化学物質を選択して材料情報を作成します。ただし、材料の成分をワイルドカード（高機密扱い物質）のみで構成してはいけません。

- 樹脂材料（材料分類 5.x、6.x）は、2つ以上の成分を入力してください。
- 鉄系の金属材料（材料分類 1.x）は、3つ以上の成分を入力してください。
- メッキや塗装等は、層ごとの材料に分けてデータを入力してください。

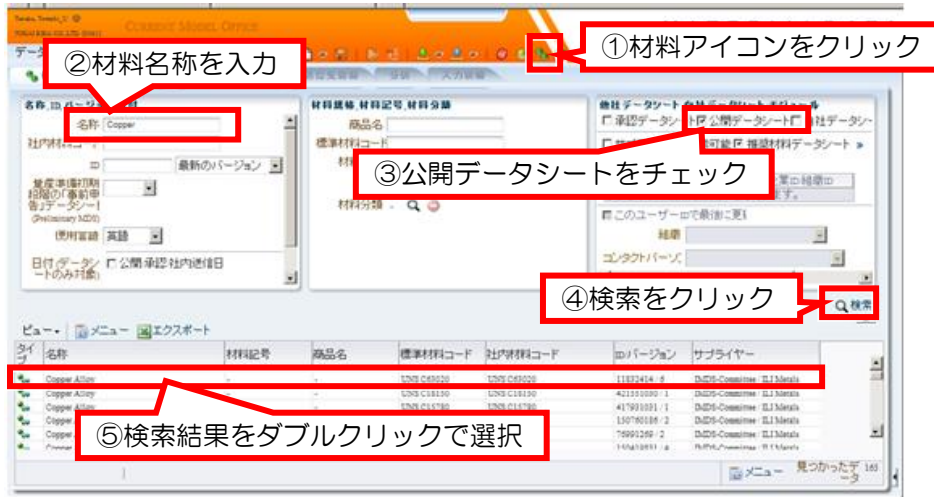
※ ワイルドカードは、1つの成分として数えます。

※ 上記条件を満足できない材料の場合、弊社までご連絡ください。

参考：メッキが2種類ある場合の入力例



参考：公的材料の検索方法



### 3.7 プロセスケミカルの存在形態

【IMDS Recommendation 001 4.4.1】

最終製品に含まれる化合物のみを報告します。

塗料の乾燥後や材料の硬化等に消失するような最終製品に含有しない化合物（プロセスケミカルに該当）は報告しないでください。

化合物にプロセスケミカルを含み、その含有率が0.1%を超える場合は、下記のいずれかの「プロセスケミカルの存在形態」の入力が必要です。

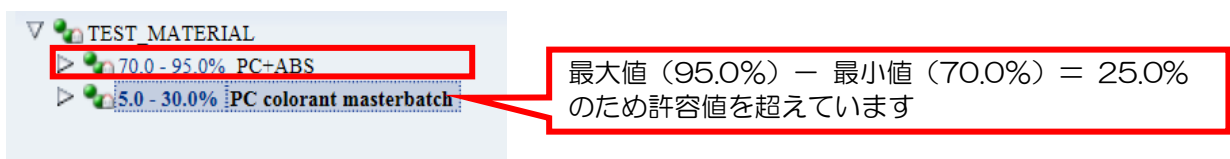
- intended use（意図的使用）
- reaction residue（反応残留物）
- impurity（不純物）

### 3.8 材料の含有率範囲値の差

【IMDS Recommendation 001 4.4.3】

複数材料が混合されている材料の混合割合を範囲値で表す場合、含有率範囲値の最大値と最小値の差が20%以下となるように入力してください。

参考：範囲値の最大値と最小値の差が許容値を超えた例



### 3.9 使用できる化学物質

【IMDS Recommendation 001 4.5.1】

弊社製品/部品に使用できる化学物質には制限があります。詳しくは弊社技術標準の TRES-DO110 を参照ください。

技術標準の入手方法については「4.お問い合わせ先」を確認ください。

GADSL の収載物質を使用する場合、注意が必要です。

要申告物質 ・ ・ ・ GADSL の Classification が「D」のもの（ニッケル、銅など）  
 ・ 【青文字で表示】

禁止物質 ・ ・ ・ GADSL の Classification が「P」または「D/P」のもの  
 ・ 【赤文字で表示】

Classification	注意事項
P	閾値を超えて使用することはできません（例：四塩化炭素 閾値 0.1%）
D/P 【免除規定有】	欧州 ELV 指令の 4 禁止物質（鉛、水銀、六価クロム、カドミウム）は使用禁止 その他物質は、使用用途によって免除規定があり注意
D/P 【用途別禁止】	BPR（Biocidal Products Regulation バイオサイド製品規則）などは、使用用途により使用禁止

### 3.10 材料分類

【IMDS Recommendation 001 4.5.1】

材料分類と構成化合物が適切であるか確認してください。材料分類は、特定の化合物（または、化学物質グループ）の含有率の閾値を満たさない場合、警告となる場合があります。（SC90 チェック）ただし、例外がありますので、不明な点がありましたら問合せください。

参考資料は IMDS の Web サイトの FAQ（IMDS でのエラーと警告）からダウンロードできます。  
<http://www.mcdsystem.com>

#### 参考：材料分類と含有成分の閾値（一部）

材料分類	Classification name	材料分類名称(日本語参考訳)	一般的に含まれるべき化学物質と含有率の閾値	CAS-No. または化学物質グループ
1	Steel and iron materials	鉄鋼及び鉄系材料		
1.1	Steels / cast steel / sintered steel	鉄鋼/鋳鋼/焼結合金	Fe ≥ 50%	7439-89-6
1.1.1	unalloyed, low alloyed	非合金、低合金鋼	Fe ≥ 65%	7439-89-6
1.1.2	highly alloyed	高合金鋼	Fe ≥ 30%	7439-89-6
1.2	Cast iron	鋳鉄	Fe ≥ 50%	7439-89-6
1.2.1	Cast iron with lamellar graphite / tempered cast iron	片状黒鉛鋳鉄/可鍛鋳鉄	Fe ≥ 70%	7439-89-6
1.2.2	Cast iron with nodular graphite / vermicular cast iron	球状黒鉛鋳鉄/パーミキュラー鋳鉄	Fe ≥ 55%	7439-89-6
1.2.3	Highly alloyed cast iron	高合金鋳鉄	Fe ≥ 14%	7439-89-6
2.1	Aluminum and aluminum alloys	アルミニウム、アルミニウム合金	Al ≥ 50%	7429-90-5
2.1.1	Cast aluminum alloys	鋳造アルミニウム合金	Al ≥ 50%	7429-90-5
2.1.2	Wrought aluminum alloys	鍛造アルミニウム合金	Al ≥ 50%	7429-90-5
2.2	Magnesium and magnesium alloys	マグネシウム、マグネシウム合金	MgまたはMagnesium powder (stabilized)、またはそれらの合計 ≥ 50%	Chk: Magnesium
2.2.1	Cast magnesium alloys	鋳造マグネシウム合金	MgまたはMagnesium powder (stabilized)、またはそれらの合計 ≥ 50%	Chk: Magnesium

### 3.11 機密扱い物質

【IMDS Recommendation 001 4.5.2】

機密扱い物質とワイルドカード（高機密扱い物質）の合計が材料の**10%以下**となるように入力してください。

### 3.12 ジョーカー/ワイルドカード（化合物）

【IMDS Recommendation 001 4.5.3】

以下3つの条件を満たす化合物は、ワイルドカード化合物（高機密扱い物質）に置換えて登録できます。材料の10%まで置換えることができます。

- GADSL で要申告、または禁止でない
- SVHC ではない
- アプリケーションコードを入力する必要がない

参考：ワイルドカード一覧表

名称	Node ID	CAS No.	使用可否
Pigment portion, not to declare	1226985	system	使用可
Further Additives, not to declare	145390	system	使用可
Flame Retardant, not to declare	145394	system	使用可
Plasticizer, not to declare	145404	system	使用不可
Impact modifier, not to declare	145596	system	使用不可
Organic Ingredient, not to declare	21052	system	使用可
Inorganic Ingredient, not to declare	34095	system	使用可
not yet specified, not to declare	40260	system	使用不可
Misc., not to declare	9999	system	使用可

ワイルドカード以外の化合物の割合を範囲値で設定した場合、ワイルドカードが10%を超えてしまう場合があります。成分割合の設定は「残部」にせず「固定値」か「範囲値」で入力してください。

参考：ワイルドカードが10%を超えてしまう例

化合物	入力値 (%)	中間値 (%)	チェック時の値 (%)
化合物 A	56~60	58	56
化合物 B	21~25	23	21
化合物 C	10	10	10
ワイルドカード	残部	9	13

**ご注意：**

マスターバッチ材など混合を目的とした材料は、混合前はワイルドカード化合物が10%を超えるものがあります。そのような材料を使用する場合は、IMDSレコメンデーション001 5.1を参照ください。

### 3.13 化合物含有率

【IMDS Recommendation 001 4.5.1 及び 4.5.4】

化合物含有率は材料ごとの合計が 100%になるように入力してください。

範囲値で表す場合、許容される最小値 (X) と最大値 (Y) の差は、化合物含有率の最小値 (X) によって異なります。許容値を超えると「警告」となります。

化合物含有率の最小値	許容値 M (Y-X)
$0 \leq X \leq 7.5$	$M \leq 3$
$7.5 < X \leq 20$	$M \leq 5$
$20 < X \leq 100$	$M \leq 10$

※ IMDS ステアリングコミッティーの公開材料データは例外です。

参考：最大値と最小値の差が 許容値を超えた例

The screenshot shows a list of materials under the heading 'TEST\_MATERIAL':

- 2.0 - 5.0% Carbon black
- 0.0 - 0.1% Zinc-chloride
- 5.0 - 9.0% Water
- 86.0 - 93.0% Ethyl cellulose

A red box highlights the '5.0 - 9.0% Water' entry. A callout box points to it with the following text:

最小値 (5.0%)  $\leq$  7.5%  $\Rightarrow$  最大許容値 3%  
最大値 (9.0%) - 最小値 (5.0%) = 4.0%  
のため許容値を超えています

### 3.14 BPR (バイオサイド製品規則)

欧州殺生物性製品規則 (BPR : Biocidal Products Regulation) の対応のため、GADSL の「#26 : Biocidal coatings / biocidal additives, selected」に該当する化合物を含む材料を IMDS に登録された仕入先様には、BPR 項目の入力が要求される場合があります。

回答方法について不明な場合、弊社にご連絡ください。

GADSL の「#26 : Biocidal coatings / biocidal additives, selected」の化合物は、殺生物目的を意図して含有している場合のみ「D」または「D/P」に該当する物質です。



### 3.15 部品に含まれる有機スズ化合物の扱いについて

REACH 規則(EC)No 1907/2006 の附属書XVII（制限物質リスト）では、特定の使用用途において化学物質の使用が制限されています。

附属書XVIIの20項目では、有機スズ化合物は「部品に対するスズの重量比 0.1%以上の濃度」と制限されています。

#### ◆「部品」とは何を意味するのか？

自動車業界の解釈は、「一般市民に販売されることが合理的に予期される各々の部品」のこと。

#### ◆「スズの重量比 0.1%以上の濃度」とは何を意味するのか？

有機スズ化合物に含まれるスズ成分の濃度のこと。

例として、該当する有機スズ化合物の CAS No.を特定し分子量から計算します。

CAS No.77-58-7 の分子量：631.55

スズの分子量：118.71

スズの含有率： $118.71 \div 631.55 = 0.188$

このデータはインターネットで見つけることができます。

例. <http://www.convertunits.com/molarmass/>

#### ◆対象の部品はこの REACH の制限によって禁止されているか？

MDS から下記のように確認します。

- ① コンポーネント“PLATE SUB-ASSY, POSITION INDICATOR A” は 2.8022g である。
- ② 材料“INK” は、0.02g + 0.02g = 0.04g である
- ③ この材料は、Dibutyltin-dilaurate を 0.9% 含んでいる
  - a. これは材料中の Dibutyltin-dilaurate を 0.00036g に相当する
  - b. Dibutyltin-dilaurate 中のスズ含有率は 0.188 である（上記の計算より）

The screenshot displays a software interface for material management. On the left, a tree view shows the hierarchy of components: 'PLATE SUB-ASSY, POSITION INDICATOR A' (2.8022g), 'SHEET, POSITION INDICATOR A' (0.08g), 'PC' (0.08g), 'ADHESIVE' (0.01g), and 'INK' (0.02g). The 'INK' component is expanded to show its composition: 43.0% Vinyl chloride-vinyl acetate copolymers, 15.0% Acrylic resin, 3.0% Carbon black, 31.0% Silica, amorphous, 0.005% Quartz (SiO2), 0.9% Dibutyltin-dilaurate (CAS No. 77-58-7), and 7.095% Further Additives, not to declare. Red boxes and callouts ①, ②, and ③ highlight the 'INK' component, its composition, and the 'Dibutyltin-dilaurate' entry, respectively. On the right, a '詳細' (Details) pane shows '共通情報' (General Information) with '作成日 2016/10/06' and '確認リリース日 2016/10/10'. The '数量と質量' (Quantity and Mass) section shows '部品質量 2.8022 g' and '部品質量(自動計算値) 2.8022 g', with a callout ① pointing to the mass value.

計算例：

$$\text{部品中のスズの含有率\%} = \frac{\text{化学物質中のスズの含有率} \times \text{材料中の化学物質の質量(g)}}{\text{部品の質量(g)}} \times 100$$

$$\text{部品中のスズの含有率\%} = (0.188 \times 0.00036) / 2.8022 \times 100 = 0.0024\% < 0.1\%$$

上記計算により、この使用用途は問題なく、REACH 附属書XVIIで制限されません。

有機スズ化合物を含む可能性のある弊社部品：

部品名	写真
シフトインジケータ	
シフトノブ	
シートベルト バックル	



#### 4. お問い合わせ先

問合せ内容	問合せ先
弊社の成分調査について 本書の内容について	技術管理部 法規渉外室 部品成分調査窓口 <a href="mailto:soc.part@exc.tokai-rika.co.jp">soc.part@exc.tokai-rika.co.jp</a>

※ IMDS に関する問い合わせは IMDS サービスセンターにご連絡ください。  
<https://public.mdssystem.com/ja/web/imds-public-pages/imds-service-centers>

#### TRES-DO110(東海理化技術標準 環境負荷物質管理要領)の入手方法について

弊社では法規制・業界基準に従い、TRES-DO110 で禁止物質を規定しております。  
TRES-DO110（環境負荷物質管理要領）などの技術標準の入手を希望される仕入先様は、  
弊社調達部までご相談ください。

- ① 仕入先様にて弊社技術標準の管理責任者を任命ください。
- ② 「東海理化技術標準管理責任者登録・変更届」にて管理責任者をご登録ください。  
(提出先：弊社調達部調達企画室)
- ③ 東海理化技術標準管理責任者様より、「東海理化技術標準借用申請書」をご提出ください。  
(提出先：弊社調達部調達企画室)
- ④ 弊社内での手続き後、技術標準を貸与します。

#### 5. 改訂履歴

Version	改訂日	改訂内容（概要）
1.00	2017.05.12	制定
1.01	2018. 11.14	3.7 プロセスケミカルの存在形態の文章を修正
1.02	2018.12.21	補足 1. アプリケーションコードの文章を修正
2.00	2023.11.01	1.3 IMDS バージョンの考え方を修正 2.1 部品情報を修正 3.2 構成部品、ツリー構造を修正 4.お問い合わせ先を修正

本書を無断で複製、改変および転用することを禁じます。